

# 宴会・催事規約

## 1.宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に 応じられない場合もございます。予めご了承ください。

## 2.人数の確認

最終人数のご決定は宴会等の開催日前々日(2日前)の正午までにホテルの担当係員にご連絡ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に人数が減少した場合でも最終決定人数分の料金をご請求させていただきます。

## 3.内金

宴会等のご予約の時に内金をお支払いいただきます。内金の金額は宴会見積もり総額に基づいてホテルより提示させていただきます。但し、ご婚礼のご予約金については、一律5万円とさせていただきます。

## 4.前受金

ホテルから提示いたしました見積金額を原則として、宴会等の開催日の7日前迄に現金にてお支払いください。

## 5.取消料と期日変更料

ご予約いただきました宴会等のお取消し及び期日のご変更の場合は下記の取消料又は期日変更料とそれまでに要した実費をお支払いいただきます。予めご了承ください。お申し込み申し上げます。

### 一般宴会のお取消料

#### 1.宴会等開催日の180日前から120日前まで

取消料…ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料金の20%と実費諸経費

変更料…実費諸経費

#### 2.宴会等開催日の119日前から90日前まで

取消料…ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料金の50%と実費諸経費

変更料…実費諸経費

#### 3.宴会等開催日の89日前から60日前まで

取消料…ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料金の70%と実費諸経費

変更料…ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料金の30%と実費諸経費

#### 4.宴会等開催日の59日前から30日前まで

取消料…ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料金の100%と実費諸経費

変更料…ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料金の50%と実費諸経費

#### 5.宴会等開催日の29日前から10日前まで

取消料…見積金額の50%と実費諸経費

変更料…見積金額の30%と実費諸経費

#### 6.宴会等開催日の9日前から前日まで

取消料…見積金額の80%と実費諸経費

変更料…見積金額の50%と実費諸経費

#### 7.宴会等開催日当日

宴会等の見積金額100%と実費諸経費

尚、期日変更に関しましては変更料を頂く場合がございます。

### ご披露宴の取消料と期日変更料

ご披露宴の180日前から120日前までの間

取消料…ご予約金の50%

変更料…無料

ご披露宴の119日前から60日前までの間

取消料…ご予約金の全額

変更料…ご予約金の50%

ご披露宴の59日前から20日前までの間

取消料…ご予約金の金額とご披露宴会場3時間の規定の会議室料金+実費(招待状印刷代等)

変更料…ご予約金の金額と実費(招待状印刷代等) 変更期日のご予約金は改めてお預かりさせていただきます。(以降同様)

ご披露宴の19日前から10日前までの間

取消料…ご披露宴見積金額の40%(サービス料を除く)

変更料…ご予約金の全額とご披露宴会場3時間の会議室料金と実費

ご披露宴の9日前から前日(正午)までの間

取消料…ご披露宴見積金額の60%(サービス料を除く)

変更料…ご披露宴見積金額の50%(サービス料を除く)

ご披露宴の前日(正午)から当日

取消料…ご披露宴見積金額の100%(サービス料を除く)

変更料…ご披露宴見積金額の100%(サービス料を除く)

### 展示会の取消料

開催日の60日前から前日(正午)までの間…ご予約された室料の50% 開催日前日(正午)から当日…ご予約された室料の100%

## 6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾、音楽、余興、およびバンケットホステス等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただき、了解を得た後にご注文なさってください。(ホテルの事前の同意を得ないで、直接業者にご依頼なさることはご遠慮ください。)

## 7. 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾、余興等の機器および材料の搬入、搬出、又は看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、ホテルの美観、動線の事など踏まえて一定のルールの下に実施していただく様にホテルがその業者の方々にご指示申し上げます。

## 8. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)、およびお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテル施設、什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。もし、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又その損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

## 9. 駐車場の利用

宴会等で駐車場をご利用の際は、担当係員にお尋ね下さい。

## 10. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださるようお願い申し上げます。

1. 犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
2. 発火、又は引火性の品物の持ち込み。
3. 悪臭を発するものの持ち込み。
4. 賭博等風紀を乱す行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動。
5. 備品等の移動。
6. 使用目的以外のご利用。
7. その他、法令で禁じられている行為。

## 11. 解約

宴会等にご出席のお客様が法令、又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがあると判断した場合、或いは他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した時、又はこの利用規約に違反された場合は、ご宴会等のお申込みをお断りするか、又は既にご契約いただいた場合でも解約させていただくことがありますので、予めご了承下さい。主催者、および宴会出席者に次の事由が該当する場合とします。

1. 暴力団員、又はその関係者、暴力団関係企業・団体、又はその関係者、その他の反社会勢力。
2. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの。
3. 当ホテルの他に利用者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
4. 当ホテル又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。